

新庄市指定給水装置工事事業者

新規申請のご案内

- ◆ 新庄市給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、新庄市給水条例第7条第1項により「指定」を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	申請の際に、お持ちいただくもの	備 考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)	表面と裏面があります。 (両面とも記入してください。)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「機械器具調書」 (別表)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「誓約書」 (様式第2)	
<input type="radio"/>	—	住民票	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください
—	<input type="radio"/>	定款(写し)	直近のものを添付してください。 なお、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
—	<input type="radio"/>	登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書」(様式3)	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任される主任技術者の 免状又は技術者証(原本持参又は写し)	(様式第3)の内容確認に必要です。 原本の場合は、確認後すぐにお返しいたします。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「新庄市指定給水装置工事事業者名簿」	

【申請手数料】

- ・指定の申請 10,000円

【その他】

- ・申請手続きは水道施設室にて随時おこなっております。

【申請場所】

新庄市役所第二庁舎

新庄市上下水道課 水道施設室

TEL 0233 (23) 6111

FAX 0233 (23) 4834

〒996-0022 山形県新庄市住吉町3番1号



【申請書類の記入方法】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

		個人	法人
表面	「申請者」欄※1	「住民票の写し」のとおり記入する（字体も）	「登記事項証明書」のとおり記入する
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する	登記事項証明書の「目的」欄を参照して記入する
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する（例：～支店、～営業所等）	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる※2給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 ㊟には代表者の印を押してください。

※2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、新庄市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2. 「機械器具調書」（別表）

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

【参考：指定基準】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）関係

新庄市の給水区域について給水装置工事を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる（予定の）者を置く者であること。

2. 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

指定基準は
全国統一です。



3. 「誓約書」（様式第2）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・成年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ない者。
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・新庄市指定給水装置工事事業者規定の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。
- ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。
（新規指定ではありませんので注意してください。）